

歯学教育の質向上のための施策の方向性(案)

資料4

改革目標

1. 歯学教育の質向上

2. 各大学歯学部の教育活動等の公表

3. 歯学教育認証評価の基盤構築

歯学教育の質向上のために実施すべき取組

①歯学教育の改善・充実に関するフォローアップ調査を実施

- ・「歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議第1次報告」を踏まえたフォローアップ調査(ヒアリング、実地調査)を実施
- ・改善事項を指摘し、改善計画書の提出により改善を促進。改善計画の進捗状況について継続的に調査。

②診療参加型臨床実習の充実を推進

- ・文部科学省先導的大学改革推進委託事業により明示(H24.3)した診療参加型臨床実習の方略と評価を踏まえた各大学の取組状況についてフォローアップ調査を実施
- ・診療参加型臨床実習の定義に関する各大学の共通認識の形成(定義の再確認と周知)
- ・文部科学省主催「歯学教育指導者のためのワークショップ」開催

③臨床実習相互評価の実施

- ・国立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議において評価基準等を作成し、国公立大学で先行実施

④多様な歯科医療ニーズに対応した歯科医師養成

- ・新たな歯科医療ニーズ(がん患者等への口腔ケア、スポーツ歯学、歯科法医学、チーム医療など)に対応した歯科医師の養成
- ・大学改革推進等補助金「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」(H24～H28予定)
- ・法医学(歯科法医学を含む)に係る教育研究拠点の整備について検討

⑤臨床実習開始前の「共用試験」の充実

- ・臨床実習開始前の「共用試験(CBT、OSCE)の合格ラインの最低基準(現在は各大学の判断)を設定(又は各学部ごとの合否基準を公表)

⑥各大学の教育活動等に関する情報を文部科学省HPで公表

- ・文部科学省の調査や上記①②のフォローアップ調査等で収集した教育活動等の情報を文部科学省ホームページで公表

⑦歯学教育認証評価の試行

- ・大学改革推進等補助金「基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成」事業により、歯学教育認証制度の基盤を構築(H24～H28予定)

成果・効果

質の高い優れた歯科医師の養成

社会的評価を踏まえた各大学の自主的な改革を促進

一定水準以上の教育の質を保証